

# コロナで利用できる制度の紹介

コロナで利用できる制度をあらためて紹介します

長期にわたる新型コロナウイルスの影響で、飲食店、医療、介護や製造業、農業などあらゆる業種の方や、市民生活に深刻な影響が続いています。

該当すると思われる方はぜひ申請してみてください。わからない方はお手伝いします。お気軽に市議団にお声をかけてください。

## \*国民健康保険税の減免

**対象**：新型コロナウイルス感染症（以下コロナと略します）の影響により、主たる生計維持者の収入が昨年と比べ3割以上減少する世帯。

7月末現在187件の申請があり、総額3,350万円の減免を行なっています。1世帯平均約21万円、多い世帯では約43万円の保険税が減免となっています。



## 猶予(市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)

**対象**：コロナの影響により、任意の1か月の収入が昨年の同期と比べ、概ね2割以上減少している個人、事業者等。

1年間、税の徴収が猶予されます。延滞金もかかりません。

8月末現在で262件の申請があり、総額で4億7,000万円。固定資産税2億2,000万円、市県民税(個人1,500万円、法人1億5,000万円)などの実績となっています。

## \*持続化給付金

**対象**：コロナの影響で、1か月の売り上げが、前年の同月と比べ5割以上減少している法人または個人事業者。

給付額：個人事業主 最大100万円  
法人 最大200万円

## \*コロナ対応休業支援金・給付金

2020年4月から12月までの間に、コロナの影響で休業させられた中小企業の労働者で、休業手当を受けられなかった方に対し、本人の申請により、給料の8割を支給。

**申請期限**：(9月までの間の休業)  
2020年12月31日  
(12月までの間の休業)  
2021年3月31日

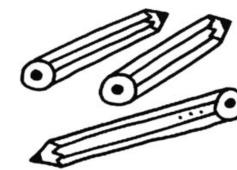
**詳細**：厚生労働省HP  
コールセンター  
0120-221-276

お気軽にご相談ください  
お問い合わせ先：日本共産党豊橋市議団  
0532-54-8215

## 市政アンケート実施中

あなたの声を聞かせてください

市議団のもとに約100通の回答が寄せられています。新型コロナウイルス対策や市政要望などについて、ぜひあなたの声をお聞かせください。インターネットで回答できます。



## リレーコラム 鈴木みさ子

### 要介護者も保険外し?!

現在、要支援者対象に市町村(東三河では広域連合)が実施している「介護予防・日常生活支援総合事業」(総合事業)の対象を、要介護者1から5の方にまで拡大する制度の改変が行なわれようとしていることをご存じでしょうか。

こんなに重大な内容にもかかわらず、国会にも諮らず、9月23日までの意見の公募だけの手続きで、「省令改正」を行ない、実行に移す方針だということです。「認知症の人と家族の会」は、「要介護者を総合事業に留め置くのは介



護保険の受給権侵害につながる」と緊急声明を出しています。

国の担当者は、要介護者が総合事業を使えるのは、「あくまでも本人が希望し、市町村が認めた場合」だと説明していますが、実施されると、要介護者の介護外しへの道を開くことになりかねません。

介護制度ができて20年目、これまでも引き下げに続く引き下げが行なわれてきましたが、今回の改正案は制度そのものを骨抜きにしようとするものです。いま策定中の来年度からの第8期介護保険事業計画で、広域連合の対応に注視し、しっかり制度を守っていくよう求めていきたいと思っています。